破産手続廃止

平成２８年（フ）第１１６４号
福岡市博多区博多駅前１丁目18―６
破産者　株式会社ＢＵＲＮ
１　決定年月日　平成28年11月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１８３号
（被相続人の最後の住所）鹿児島市日之出町７番17号（日之出マンション304号）
破産者　被相続人亡平山正浩の相続財産
１　決定年月日　平成28年11月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第８７号
茨城県日立市大和田町1292番地
破産者　有限会社光徳工業所
１　決定年月日　平成28年11月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２７年（フ）第１１０６号
横浜市戸塚区汲沢１丁目18番10号
破産者　日高　一孝
１　決定年月日　平成28年11月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２８号
愛知県豊橋市飯村北３丁目16番地の17、商業登記簿上の本店所在地静岡県湖西市太田391番地の１
破産者　松栄開発株式会社
１　決定年月日　平成28年11月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２８年（フ）第５０号
福岡県飯塚市明星寺665番地
破産者　株式会社カンキ
１　決定年月日　平成28年11月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

破産手続終結

平成２７年（フ）第４２２号
静岡県浜松市南区古川町255番地
破産者　株式会社須山商会
１　決定年月日　平成28年11月４日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第５７号
千葉県山武郡横芝光町新島2987番地６
破産者　佐々木義幸
１　決定年月日　平成28年11月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２８年（フ）第７９８号
埼玉県越谷市七左町１丁目191番地１
破産者　三幸金属株式会社
１　決定年月日　平成28年11月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２０３号
愛知県豊橋市佐藤１丁目10番地５
破産者　株式会社Ｄスペース
１　決定年月日　平成28年11月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２８年（フ）第４３号
広島県呉市本通５丁目11番15号
破産者　徳満建材株式会社
１　決定年月日　平成28年11月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所呉支部

平成２７年（フ）第５２号
福岡県飯塚市小正405番地の１
破産者　株式会社三豊
１　決定年月日　平成28年11月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２７年（フ）第１２１号
栃木県足利市五十部町1550番地２
破産者　須田　晋司
１　決定年月日　平成28年11月４日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２７年（フ）第１７９３号
北海道札幌市東区北20条東18丁目１番14―201号、開始決定時の住所北海道江別市文京台14番地の20　サンコート文京台参番館203号
破産者　塚本　里子
１　決定年月日　平成28年11月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３８５０号
大阪市天王寺区勝山２丁目11番６―303号
破産者　橋本**德**太郎
１　決定年月日　平成28年11月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２４５２号
大阪市平野区背戸口１丁目22番16―607号
破産者　吉山　文彦
１　決定年月日　平成28年11月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２６７３号
大阪府交野市星田１丁目51番27―103号
破産者　村山　和哉（旧姓熊谷）
１　決定年月日　平成28年11月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３６０４号
大阪市東成区中本３丁目８番９号　グリーンハイツ402
破産者　大伸製本所こと　平田　　實
１　決定年月日　平成28年11月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第７８４号
大阪市東淀川区相川２丁目７番７号　メゾンアベニュー相川２　202号
破産者　上田　裕三
１　決定年月日　平成28年11月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部